

先住民族の文化と知的財産の国際的保障

常 本 照 樹

[1] はじめに

先住民族の権利回復運動は、15世紀にヨーロッパ列強が植民地経営に乗り出したときから始まったというべきであろうが、現代においては、1960年代から70年代にかけて、アフリカ系アメリカ人による市民的権利の保障を求める運動を背景に高揚し、各国に伝播していったといえる¹。「1977年に、この問題に関するNGO会議がジュネーブの欧州国連本部で開催されたとき、各国政府は『先住 (indigenous)』の意味は、南北アメリカに元々住んでいた人々のことを指すと理解していた」²し、その法的問題はもっぱら個人としての差別だと考えていた。しかし、歴史に根付いた文化、政治体制および土地権等を持つ独自の集団として生き続けることに対する先住民族の要求に世界の注目が集まり始めたことにより、先住民族問題は国際法上のユニークな問題と認識されるようになったのである。その人口も、かつては4000万人と考えられていたが、最近では3億5000万人に修正されるようになっている³。

ILOは、1920年代初頭から植民地における労働者保護問題の一環として先住民族に関与しており、1957年には先住民族に関する初めての国際文書である「先住民および部族民 (Indigenous and Tribal Populations) 条約」(第107号条約)を採択したが、先住民族運動の高まりの中でその同化主義的性格の有害性を認識し、先住民族の文化、生活様式、伝統および慣習についての先住民族自身の選択を尊重するように改正した第169号条約を1989年に採択した⁴。さらに、1982年に国連経済社会理事会は、人権委員会のもとに設置されている「差別防止・少数者保護小委員会(人権小委員会と略称。なお、1999年に正式名称を人権促進保護小委員会と改めた)」

の中に先住民作業部会 (Working Group on Indigenous Populations) を設置し、先住民の人権状況の検討と並んで、先住民の権利に関する新たな基準設定を行うこととした。同部会は1994年に「先住民の権利に関する国連宣言草案 (Draft United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」を策定し、95年から国連人権委員会によって宣言案の審議が続けられている⁵。

このような流れを受けて、国際人権規約が設置した人権委員会 (規約人権委員会) および人種差別撤廃条約が設置した人種差別撤廃委員会は、先住民族を含む人権状況のモニターを行うに当たっては、新たに明確化されつつある先住民族に関する国際基準を適用するようになった。これらの基準は、世界銀行、米州開発銀行、E U等の国際機関にも影響を与えている。

一方、国内法における先住民族の法的地位は、元々それぞれの国における事情に応じて個別に発展してきた⁶。その中でも最も歴史が古いアメリカ合衆国における先住民族法制は、いまだにほとんど国際法の影響を受けることなく⁷独自の展開を見せているといえることができるが⁸、これ以外の国においては、多かれ少なかれ国際社会における先住民族をめぐる議論の影響を受けるようになっていく。

日本においても、数万人のアイヌ民族が北海道を中心とする地域に先住してきたが、長い歴史の中で大きく同化が進んでいることもあり、日本政府はアイヌ民族を少数民族とは認めなかったものの、先住民族と位置づけることは拒んでいる。しかし、1997年に札幌地裁が下した二風谷ダム判決⁹は、1981年から83年にかけて国連の人権小委員会に提出された「先住民に対する差別問題の研究」の特別報告者であるマルチネス・コーボ (Martinez-Cobo) の報告書に示されている先住民族の定義等を踏まえ、「先住民族とは、歴史的に国家の統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に、国家の支持母体である多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後右の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的集団である」と規定したうえで、アイヌ民族はそれに該当するとして日本における先住民族と認めたのである¹⁰。

先住民族の国内法的地位については、これまでアメリカをはじめとする

英米法圏の国々が参照されており、アジアの諸民族は、先住性が明らかでないことや、法制度が確立していないことなどの理由から法的検討の対象にされることは少なかったように思われる¹¹。しかし、民族の先住性が明らかであること、および大量に渡来した移住民とは異なる民族であること¹²、先住民族にかかる近代的法制度が存在していることなどの点で、台湾における先住民族は注目すべき例外といえることができよう。台湾には約45万7000人の先住民族が存在し¹³、全人口の約2パーセントを占める。台湾においては、世界の先住民族運動を背景に、1984年に主として都市に居住する先住民族の知識層が中心となって「台湾原住民権利促進会」が結成され、本格的な先住民族運動が開始されたが、彼らは自らを「原住民」と呼び、この自称名は広く台湾社会に受け入れられていった¹⁴。1994年には憲法の中にも、それまでの「山胞」に代わって「原住民」という名称が用いられるようになり、95年には各民族固有の命名法での戸籍の登録が可能となった。96年には日本の内閣に相当する行政院に「原住民委員会(2002年に原住民族委員会と改称)」が設置され、先住民族に対する施策を統括するようになったのである¹⁵。1997年の増修憲法第10条は、「国家は多元的文化を認め、積極的に原住民族の言語と文化の発展を擁護する。」と定め、教育、経済、土地、社会福祉等を保障・扶助することを規定しているほか、国民大会代表として6人、立法院立法委員(国会議員)として8人の原住民特別議席が規定されている¹⁶。このように、主として山岳地帯に居住している「原住民」に対しては憲法上特別の地位が認められており、法律上も教育や文化をはじめさまざまな特別な処遇が行われているのであって、歴史的、政治的な理由もあるにせよ、先住民族政策の点では台湾は日本よりも遙かに進んでいるといえることができよう。もっとも、昔から海岸近くの平地に居住していた民族は、17世紀前後の清朝時代から本格的に移住を始めた漢民族との交流によって、今日までに大きく同化が進んでおり、その故に、サオとクヴァランを除いて法律上「原住民」とは認められていない¹⁷。しかし、近年の世界の先住民族運動の影響を受け、平埔族と総称されるこれらの民族も「原住民」としての公的承認を求めるようになっており、台湾においても日本におけるアイヌ民族と類似の状況を見ることができるようになっているといえそうである。

さて、西欧先進諸国による先住民族の収奪は、その土地の侵奪、政治・

社会体制の破壊、宗教や生活様式の禁圧という形で始まったが、最近では先進国のバイオテクノロジー企業による先住民族の医療に関する知識や生物資源の不正利用をはじめ、さまざまな方面に及んでおり、その多くは先住民族の文化の侵害に当たるといえる。この問題に対し、先住民族および国際社会は知的財産の保障を中心とする枠組みで解決を図る動きを見せているが、西欧型の知的財産の概念と先住民族の伝統的知識や財産の考え方には実質的なずれがあるともいわれ、理論的にも実務的にもより一層の検討の深化が求められている。本稿の目的は、このような問題状況を概観し、今後の検討への素材を提供することにある。

なお、この問題については、新たな「南北問題」として捉え、先住民族を国内に持つ開発途上国に焦点を当てるアプローチもあるが、本稿では、あえて先住民族そのものに注目し、問題を整理することにしている。

[2] 先住民族の文化の特質

先述の二風谷ダム判決における先住民族の定義¹⁸が概ね国際的に通用するものであるとしても、それに該当する民族はアメリカのインディアン、カナダのイヌイト、スカンジナビアのサーミ、ニュージーランドのマオリ、台湾の原住民、日本のアイヌとさまざまであり、それぞれの民族を取り巻く文化的伝統、宗教、慣習、自然環境などの影響を受け、その文化のあり方も一様ではない。伝統的生活様式の維持や西欧的文化の摂取の度合いも異なっている。しかし、それでも先住民族に概ね共通する、先住民族文化にとって本質的な要素を見分けることは不可能ではない¹⁹。

第一が、権利の集団性である。権利主体として個人を指定する西欧型の権利概念と異なり、先住民族は、民族といった集団を中心に考える。先住民は集団の中に生まれ、それと一体となるのであり、集団が個々の先住民のアイデンティティの重要な一部を形成するのである。ただし、個人の権利が存在しないわけではない。要点は、個人権と集団権のバランスをそれぞれの共同体が独自に決定するという点である。

さらに、集団的権利といっても、集団の構成員が皆同じ立場にあるというわけではない。権威の構造は存在するのであり、異なった構成員が異なった権利を持つことがある。例えば、特定のデザインや知識が、集団が共

同で継承する財産と見なされたとしても、そのことは、集団の構成員全員がそのデザインなどを使用したり、外部者に引き渡したりする権利を有するという点を必ずしも意味しない。多くの場合、このような権利は長老やシャーマンなどだけが行使しうるものと考えられている。ただし、彼らの権威の行使は集団の法や慣習に適合していなければならないとされる。

第二が、土地が持つ意義である。先住民族の集団的権利の重要な部分を占めるのが土地の管理と使用である。先住民族にとっての土地は、単なる経済活動の基盤にとどまらない。土地は精神的・宗教的生活の基盤でもあり、物理的生存のみならず文化的生存にとって核心的意味を持っている。先住民族が土地権に拘るのも、自然資源やそれらに対する知識への権利を重視するのも、それゆえである。ヨーロッパなどからの移民による、土地の私的所有権の導入や民族の土地の強奪は、単に土地そのものを奪っただけでなく、先住民の土地との結びつきを破壊し、集団的アイデンティティや権利体系をも深刻に脅かしたのである。

第三が、文化の特質である。先住民の文化は、土地との関わりだけで表現されるのではなく、土地や資源の使用についての知識、医療についての知識、伝統的芸術や価値観の中に表現される。これらの文化は、先住民族のアイデンティティの維持にとって中心的意味を持つ。土地が個人所有されないというのと同じ意味で、先住民の文化的・知的財産も個人が独占するものではない。西欧の法体系でいうところの知的財産の概念、すなわち、新規に発明あるいは創造されたものに対する個人的・排他的権利という概念は、先住民が自らの知的財産や遺産について語るときに前提として共有されているわけではないのである。

先住民の文物や知識は世代を超えて口頭で伝承されるものであることが多く、記述された証拠は存在しないのが通例である。古い伝統が重要な役割を果たすのは間違いないが、先住民の文化をそのような伝統に限定し、遙か昔に生成したままで保存すべきものとの考えるのは適当ではない。先住民の知識と芸術的制作活動は不断に発展しているのであり、変化する環境や民族のニーズに応じて展開するのである。「伝統的知識」という言葉を使うとき、「伝統的」というのは必ずしも「古い」という意味ではなく、先住民族の文化に起源を有することを意味するにすぎないということに

留意する必要がある。

[3] 先住民族の知的財産と国際人権基準

先に触れたマルチネス・コーボは、先住民族に対する差別についての報告書の中で、既存の一般的な人権基準は、先住民族に対して十分に適用されていないことが多いだけでなく、人権基準の内容も、先住民族として有すべき地位や権利を保障するのに十分でも適切でもないことが多い、と述べている²⁰。

このことは先住民族の知識や資源に関しても妥当するであろうか。この問題を検討するに当たっては、知的財産保護に関する一般的国際基準と、とくに先住民を対象にした人権基準とを区別して検討するのが適当であろう。すなわち、最初に知的財産保護基準が先住民族の資源や知識に適用できるかを確認し、続いて先住民族を対象とする人権基準が、直接には資源や知識の保護を目指したものではなくても、当該問題の解決に有効であるかどうかを確認することにしてみたい。

知的財産保護に関連する国際人権基準としては、自らが author である作品から生ずる利益に対する権利を保障する世界人権宣言27条2項と国際人権規約・社会権規約15条1項Cがある。いずれも一般に著作権法に用いられ、工業所有権法には用いられない「author」の語を用いているため著作権のみを保護しているようにも見えるが、特許権の保護などが明示的に排斥されているわけではないし、世界人権宣言の起草過程においては工業所有権も念頭においた議論が行われていることから、ともに対象に含まれていると解することが可能であろう。しかし、国際人権規約が基本的に個人の権利を保障するものと解されていることに加え、条文の主語が「everyone」であることに照らし、これらが規定しているのは個人の権利であり、集団の権利ではない。ゆえに、先住民が個人として権利を主張する場合はともかく、民族として権利の保障を主張することは困難であろう。社会権規約の権利内容についての締約国の裁量も広く、まったく権利保護をしない場合だけが問題となる。したがって、各国の既存の知的財産保護に関する法令が、先住民族の資源や知識の保護に不十分であったとしても、

社会権規約に違反するものとされることは考えにくいといわざるをえない²¹。

知的財産の保護を直接の目的としているわけではないが、その関連で援用されることのある主要な国際基準としては、国際人権規約の共通1条がうたう民族自決権がある。周知のように、自決権は先住民族の権利の核心にあるといわれることの多い権利であるが、先住資源や知識の関連でも援用されることがある。とりわけ、自決権の経済的側面は規約の共通1条2項に由来する。これによれば、国家は、国内の自決権を有する民族の承諾を得ることなく自然資源を処分してはならないという主張が可能になると思われる。もっとも、1990年の *Ominayak and the Lubicon Lake Band v. Canada* 事件²²において国連自由権規約人権委員会はクリーン・インディアンによる規約1条2項の援用を認めず、自由権規約27条の主張のみを認めたのであり、この権利が先住民族について認められた国際実例はまだない。また、後述のように、民族自決権は常に先住民族と主権国家の間の交渉における最大の対立点となっていることにも注意する必要がある。しかし、自決権の内容を、伝統的な分離独立権ではなく、国内における高度の自治権を本質とする理解が、学説上のみならず実務上も徐々に広がりつつあることを考えると²³、今後、先住資源・知識に関して自決権の主張が重要性を増す可能性がないとはいえないであろう。例えば、先住民族に対する自治の保障のあり方はさまざまに考えることができるが、その中に、先住民族の個性に合わせた国内的・国際的環境保護基準の作成と適用や、先住民族の領域内の生物資源に対するアクセスに関する規則を定めることなどが含まれうるであろう²⁴。

この関連では少数民族の文化的権利の保障に関する自由権規約27条も注目に値する。先住民族を自決権を有する民族と位置づけることと、自決権を持たない少数民族と位置づけることは両立しないように思われるが、両者は常に明確に区別できるわけではない。実務上は、先に触れたルビコン・バンド事件においてインディアンが自由権規約27条の適用を受けており、また、27条の解釈にかかる規約人権委員会の一般的意見 (General Comment) 23も、同条が先住民族に適用されることを認めているように、27条が先住民族にも適用があることは疑いがないといえることができる。同

条の保障内容についても、27条は差別禁止や日常生活への妨害の排除に留まらず、民族の構成員がその民族の文化を享有し、宗教的行為を行い、民族の言語を自由に使用することを保障している。一般的意見23は、「先住民族の場合とはくに資源使用に結びついた独特の生活様式が保障されねばならず、それには漁労や狩猟などの伝統的な活動を行う権利などの経済的活動に関する権利が含まれるだけでなく、権利の適切な享有のために、自己に影響を与える決定に実効的に参加することを確保する措置も必要である」²⁵と指摘している。

次に、もっぱら先住民族を対象とした国際人権基準を確認することにしよう。

先住民族に関する法的拘束力を持つ国際基準としては先述のILO169号条約が唯一のものであるが、現在、国連人権委員会で審議が行われている「先住民族の権利に関する国連宣言」草案は、法的拘束力はないものの、内容の包括性の点で注目に値するものである。これらのほかに、地域レベルでは、「先住民族の権利に関するアメリカ宣言」が米州機構(Organization of American States : OAS)により提案されている。

ILO169号条約は、「世界先住民族協議会(World Council of Indigenous Peoples)」の代表を含む専門家委員会の勧告に基づいて1989年に採択され、現在までにノルウェー、デンマークのほか、中南米諸国あわせて14カ国が批准している。同条約は先住民族の文化、生活様式、伝統および慣習を尊重する方針をとり、先住民族が、その生活する国の枠内において、自らのアイデンティティ、社会構造および伝統を保持しながら存在し続けるべきであるという考え方に立っている。そしてそのために、文化、土地、資源、雇用・教育・社会保障等における平等、自らに影響する政策や開発計画等への参加などに対する権利を広範に保障しているのである。本条約は、民族自決権の承認は回避したものの、個人的権利の保障にとどまらず、独自のアイデンティティを有し組織化されたコミュニティとして民族を認知している点で注目される²⁶が、採択された89年という時点においては知的財産権に関する国際的議論がようやく始まったところであったこともあり、先住資源・フォークロア・伝統的知識といった先住民族の知的財産に直接に触れてはいない²⁷。しかし、先住民族の伝統的生業活動や伝統的技

術などを保障する23条が関連性を有しているということができ、そのほかにも、生物的資源に関する伝統的知識とその保護は、民族が居住する土地と切り離すことができないから、13条、14条の土地権に関する規定が関連する。また、先住民族の土地に属する天然資源に対する権利にかかる15条は、資源の使用、管理、保全に参加する権利を保障している。さらに15条2項にいう「その他の資源」には先住民族によって育まれてきた伝統的資源も含まれるといえるであろう。

先住民族の権利に関する初めての包括的国際文書として注目される「先住民族の権利に関する国連宣言」²⁸は、人権小委員会先住民作業部会のダエス(Erica-Irene A. Daes)議長が1988年に提案した素案をもとに検討が進められ、94年に人権小委員会によって前文と45条からなる草案が採択された後、続いて95年から人権委員会の作業部会によって審議が継続されている。先住民族は、1994年12月から始まった「世界の先住民の国際の10年(International Decade of the World's Indigenous People)」の間に国連総会によって採択されるよう主張していたが、自決権や集団的権利等をめぐる紛議が絶えず、それは果たされなかった²⁹。2004年の末に「国際の10年」の延長が決議されたことにより、その期間内の採択があらためて期待されているところである。もちろん、宣言であるから、総会が採択しても法的拘束力はない。ただし、宣言や決議のようなソフト・ローないし非法律的規範が、慣習法化したり、合意によって拘束力を有するようになることはありうるし、国際監視機関の存在が「ソフトな」拘束力をもたらすこともありうるといわれている³⁰。そうであるとする、先住民の権利宣言についても、コンセンサスによって採択されるか、あるいは監視機関が設置されれば、宣言であったとしても一定の拘束力ないし実効性が期待できるとも考えられるのであり、2002年に経済社会理事会によって先住民族問題一般についての諮問機関として先住民族代表と政府代表の同数構成で設置された「先住問題常設フォーラム(Permanent Forum on Indigenous Issues)」³¹がそのような機能を果たすとの見方もあり得るかもしれない。

先住民族の権利宣言草案の中では、29条が文化権および知的財産権について定めている。すなわち、「先住民族は、彼(女)らの文化的および知的財産の完全な所有権、管理権および保護に対する承認を得る権利を有する。彼(女)らは、人間および他の遺伝学的資源、種子、医薬、動植物相

の特性についての知識、口承伝統、文学、文様、並びに視覚芸術および演じる芸術を含め、彼(女)らの科学、技術および文化的表現を統制し、発展させ、そして保護するための特別措置に対する権利を有する。」

また、12条は、「先住民族は、彼(女)らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な場所、加工品、文様、儀式、技術、視覚芸術および演じる芸術、そして文学といった、彼(女)らの文化の過去、現在、未来の表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利、さらに、彼(女)らの自由でかつ情報に基づく合意なしに、あるいは彼(女)らの法律、伝統および慣習に違反して取得された文化的、知的、宗教的および精神的な財産の返還に対する権利が含まれる。」という。

権利宣言草案は、さらに、土地および資源の権利に関する規定を有する。30条は、先住民族は、自らの法、伝統、慣習に従って資源を開発し管理する権利を有するとする。とりわけ国が、鉱物、水および「その他の資源」の利用および開発に関連して、民族の土地および資源に影響するプロジェクトを承認する場合は、それに先だって、民族の自由なインフォームドコンセントを得るべきものとされているのである。もっとも、ここでも伝統的知識や資源は直接に論及されていないが、「その他の資源」の中にそれらを含めるように広義に解釈することも可能であろう。

このように権利宣言草案は先住民族の知的財産について広範な規定をおいているが、これらの権利の実現方法や、他の国際的知的財産法制との関連については明らかにされていない。しかし、TRIPS協定をはじめとする既存の知的財産権に関する国際ルールと抵触するという見方も強い³²ため、宣言がなんらかの拘束力を持つことになるかどうか、この点でも問題となるのである。その鍵の一つを握る「先住問題常設フォーラム」は、2002年5月の第1回会合以来、先住民族に関連がある国連システムの活動の一環としてWTOおよびWIPOから伝統的知識に関する情報を収集し検討を行っており³³、今後も先住民族の文化保護の観点から知的財産問題に関与していくことが予想される。

「先住民族の権利に関するアメリカ宣言(American Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」³⁴については、1989年にOAS総会によって宣言草案の作業の開始が指示された。汎アメリカ人権委員会(Inter-American

Commission on Human Rights)は1995年に草案を採択し、政府、先住民族団体、国際機関、専門家との協議を経て、修正のうえ、1997年2月に人権委員会によって「先住民族の権利に関するアメリカ宣言」草案として採択された。現在、司法・政治問題委員会(Committee on Juridical and Political Affairs)のもとに設置された草案作成作業部会において、加盟国および先住民族によってコンセンサスを目指した検討が続けられている³⁵。

アメリカ宣言は、人権の享有に必要な集団的権利の保障(2条2項)、差別禁止(6条)、先住民の文化的発展(7~8条)、文化的完全性の権利、固有の言語・教育制度の権利、環境保護権、結社権、政治的権利(14~17条)、土地および資源の権利を含む社会的、経済的、財産的権利(18~21条)等を含んでいる。

アメリカ宣言は先住民の知的財産権についての明示的規定も有しており、20条が以下のように定めている。

1 先住民は、その文化的、芸術的、精神的、技術的および科学的遺産を承認される権利およびそれらを完全に所有し、管理し、保護する権利を有し、商標権、特許権、著作権その他の国内法によって制定されたその種の手続によってその知的財産の法的保護を受ける権利、その遺産を発展させ、使用し、共有し、販売し、将来の世代に伝えるための法的地位および制度的能力を保障する特別措置に対する権利、を有する。

2 先住民は、自らの人的・遺伝的資産全般、種、医療、植物・動物の知識、オリジナルなデザイン・手続を含む自らの科学技術を管理し、発展させ、保護する権利を有する。

3 国は、上2項にかかる権利の利用(公私を問わない)条件の決定に、先住民の参加を確保する方策をとる。

さらにアメリカ宣言案は、「先住民族の権利に関する国連宣言」草案と同様に、土地権と自然資源利用権の保護に対する効果的な法的枠組みを要求している。また、アメリカ宣言案は、伝統的医療を先住民の慣行と認め、先住民の伝統的領域内の重要な薬用植物、動物、鉱石の保護に対する先住民の権利を認めている。

[4] 知的財産と伝統的知識

先住民族の知的・文化的財産は、先にも触れたように、知的財産法の領域では遺伝資源、伝統的知識、およびフォークロアの問題として把握されている。WIPOのこの分野における活動が1978年にUNESCOと協力して行われた「フォークロアの表現」に関するものから始まったこともあり、フォークロアについては他の知的財産問題に先駆けて、1982年の「WIPO-UNESCO不正な収奪や侵害行為からフォークロアの表現を保護するためのモデル国内法 (WIPO-UNESCO Model Provisions for National Laws on the Protection of Expressions of Folklore against Illicit Exploitation and Other Prejudicial Actions)」として結実した。また、1996年の「実演・レコード条約 (WIPO Performances and Phonograms Treaty)」にもフォークロアの表現に関する明示の規定がおかれている。1996年にはまた、「UNESCO/WIPOフォークロア保護のための世界フォーラム (UNESCO/WIPO World Forum on the Protection of Folklore)」が開催された。このフォーラムは、アクション・プランを採択し、フォークロアの国際的保護について合意することを目指して一層の作業と協議を行うことを提言した³⁶。

1998年にWIPOは、フォークロアから進んで「伝統的知識、イノベーションおよび創造性」に関する作業を開始した。98年と99年に「知的財産および伝統的知識に関する円卓会議 (Roundtable on Intellectual Property and Indigenous Peoples in 1998 ; Roundtable on Intellectual Property and Traditional Knowledge in 1999)」が開催され、伝統的知識に関する政策形成者と先住民の間で意見交換が行われた。円卓会議では、とくに伝統的知識の保護に関する知的財産システムのより効果的な適用と改善の可能性について検討が行われた³⁷。また、98年から99年にかけて、WIPOは、「伝統的知識およびイノベーションの保持者を含む新しい受益者の知的財産に関するニーズと期待を認識するため」9回に亘り世界各地で事実調査 (fact-finding missions)を行った。これらに関する報告書 (Report on the Intellectual Property Needs and Expectations of Traditional Knowledge Holders) は、パブリックコメントによる修正を経て、2001年4月にWIPOによって公表されており³⁸、その成果に基づいて、WIPOは、伝統的知識保持者に対する知的財産トレーニングワークショップを開催したり、24 知的財産法政策学研究 Vol. 8 (2005)

保持者に対する知的財産トレーニングワークショップを開催したり、知的財産と伝統的知識のインターフェイスに関するケーススタディやパイロットプロジェクトを実施している³⁹。

2000年のWIPO26回総会で、加盟国は、遺伝資源、伝統的知識およびフォークロアに関する知的財産問題を討議する特別機関を設置することを決定した。「知的財産、遺伝資源、伝統的知識およびフォークロアに関する政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)」と名付けられたこの委員会に与えられたマンデートは、伝統的知識保護の拡大のための法的・政策的オプションの検討、フォークロアの表現の法的保護の各国の経験に関する報告の検討、先住民族の経験の交換、伝統的知識の保護を含めるように国際特許制度を改正するための提言、遺伝資源契約のモデル条項の開発、などであった⁴⁰。

政府間委員会においては先進国と途上国の間で厳しい対立も見られたが⁴¹、2003年までに以上のマンデートを終了し、第二段階のマンデートを総会から受けることにより、伝統的知識等の政策討議、現状分析および新制度の検討の中心的機関としての地位を固めたとみることができるようである。新しいマンデートに関する第7回の会合は2004年11月に開かれ、伝統的知識やフォークロアの保護のための政策目的および基本原則の草案の検討等が行われている⁴²。

1992年6月にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」、いわゆる地球サミットに提議された条約案の一つが生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity : CBD) である⁴³。同条約は生物多様性が人類に対して有する直接的・間接的価値および倫理的価値に照らして、その保全を図るためのものであるが、先住民の知的財産の保護にも強い関連性を有しており、その国際的保障を考える際に重要な位置を占めているのである。

なお、WIPOが先住民族 (Indigenous Peoples) ではなく伝統的知識保持者 (traditional knowledge holders) という概念を用いているように、CBDも先住民族の代わりに「先住・ローカル・コミュニティ (indigenous and local communities)」という概念を用いている。コミュニティという語は、

厳密には、限定された場所や居住地域を指し、より広範な領域に展開して居住することが多い民族を指すのには適当でないともいえる。しかし、先住民族について、先述のように自決権とセットで理解されうる peoples という語を用いるのを避けようとするのは多くの主権国家の一貫した姿勢であり、それに代わるものとして indigenous community という語が採用されたといえよう。さらに、local という語は、伝統的ライフスタイルを維持しているコミュニティは、先住の要件は満たしてなくても、宣言の対象に含まれることを明らかにするために追加されたと考えられる。

CBDの目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、であり、これをとくに遺伝資源へのアクセス、技術移転および資金供与を通じて実現しようとするものである。これらの中でもとりわけ注目されるのが③である。すなわち、伝統的ライフスタイルを維持している先住・ローカル・コミュニティは、生物的多様性とその構成要素の保全と持続的発展に関連ある知識、工夫および慣行を生み出し、発展させ、使用してきたのであり、したがってなんらかの利得や報酬に値するとの認識にCBDは立っている。これは、伝統的な活動や土地・資源利用は、エコシステムの保全と安定化に寄与するとの理解に依拠しているといえることができる。

先住・ローカル・コミュニティに関するCBDの中心的条項が8条j項である⁴⁴。同項は3つの異なった責務を構想している。第一に、加盟国は、伝統的知識を尊重し、保全し、維持しなくてはならない。これはある程度先住コミュニティ自体の尊重も要求している。第二に、同項は、伝統的知識の保持者の承認と参加を得て、伝統的知識をより広範に適用することを求めている。例えば、農業の伝統的方法は社会的・環境的条件において同じ状況にある他のコミュニティによっても適用されうるし、非伝統的農民によっても適用されうる。また同項は、コミュニティがその知識やそれから生ずる産物の販売から収入を得る利益もカバーするものと理解されている。そして、第三の責務は、伝統的知識から生じる利益の公平な配分を奨励することである。

このように、CBD8条j項は生物多様性の原状のままの保護に関する加盟国の一連の責務を規定しているが、その規定内容はすべて自国の国内法に従って実現すべきこととされているところにその限界があるという

こともできよう。

生物多様性条約のもとでの伝統的知識の取扱いは、1996年以来、条約締約国会議 (Conference of the Parties) のアジェンダにも載っている。その活動の成果として最も注目されるものの一つが、2000年の第5回締約国会議 (COP-5) が「遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する特別開放 (Ad hoc open-ended) 作業部会」を設置したことであり、それが2002年に提言し、第6回締約国会議 (COP-6) が採択した「遺伝資源へのアクセスおよびその活用から生じる利益の公正で衡平な配分に関するガイドライン」(通称ボン・ガイドライン) である⁴⁵。これは、企業を含む遺伝資源の利用者に対して、先住・ローカル・コミュニティの法的権利や慣習を尊重するように求めるほか、遺伝資源や伝統的知識へのアクセスと利用を行う際には関連する先住・ローカル・コミュニティの事前のインフォームドコンセントを得ることを必要とし、さらに遺伝資源の出所情報を保管し、金銭的利益のほか、能力開発や地域貢献など非金銭的利益を含む利益配分を行うべきこととしている。

もともと、これは各国の国内措置、伝統的知識等にアクセスする際の利用者と提供者の協定などに関する任意的な指針であるから、法的拘束力があるわけではない。そのため、ガイドラインの採択後から、遺伝資源等を国内に持つ開発途上国は国内立法の制定に力を入れ始めているが、圧倒的多数の特許出願が先進国でなされている現状では、出所表示や事前のインフォームドコンセントがあることの証拠提出などの要件が先進国において義務化されなければ実効性に乏しい。そのため、このような要件を法的拘束力を持つ国際基準として確立することの要求がCBDのみならずWIPOやWTOなどのフォーラムに提出されている。これに対し、先進国の多くは、このような要件は伝統的な特許法上の記載要件と相容れないとして強く反発しているが、ヨーロッパを中心にしてこのような規定に理解を示す国も出始めており、今後の展開が注目されている。

締約国は第7回会議 (COP-7) を2004年2月に開催した⁴⁶が、そこでは「開発行為による陸上および水域における神聖な地域並びに先住・ローカル・コミュニティにより伝統的に占有・利用されている地域への文化的・環境的・社会的な影響評価の行動規範への自主的ガイドライン」⁴⁷が採択されたことが注目される。これは「森羅万象 (everything on creation)」を

意味するモホーク・インディアンという言葉から「アグウェイ・グー・ガイドライン (Akwé : Kon guidelines)」と呼ばれているが、聖地および先住民の占有地での開発行為に対して、事前の影響評価の実施および推奨される評価内容を定めたものである。繊細な社会制度や脆弱な生態系において経済開発プロジェクトが実施される際に、一般に、社会(文化)影響評価(social and/or cultural impact assessment)、経済影響評価(economic impact assessment)、環境影響評価(environmental impact assessment)などが実施される。ガイドラインは、伝統的知識の保護を目的として、これら事前の影響評価が単一のプロセスで効率的良く、かつ、文化影響評価に重きをおいて実施されるように、推奨事項を定めている。締約国会議は、各国政府に対して本ガイドラインの尊重およびそれに適合するように国内法制を整備するように懇請するとともに、先住民族に対しても活用を呼びかけている。

[5] 先住民族からの主張

最後に、この問題に関する先住民族自身による主張を確認しておくことにしたい。先述のように権利回復運動が始まった1970年代以来、先住民族は、徐々に伝統的知識の保護に関する国際的議論においても積極的役割を果たすようになった。先住民族の最初の中心的宣言は、1984年に「世界先住民族評議会」総会が採択した「世界先住民族評議会基本原則宣言(Declaration of Principles of the World Council of Indigenous Peoples)」⁴⁸である。この宣言は、当時の重要問題に焦点を当て、差別撤廃、自決権、政治的参加、さらに土地・資源権に関する主張を含んでいるとともに、「先住民族の文化は、人類の文化的財産の一部である」と述べ、「先住民族は、その遺跡、人工遺物、デザインその他の芸術的表現を含む物質文化に対するオリジナルな権利を取り戻す」と宣言していた。

先住民族の文化的・知的財産に焦点を当てた、先住民族自身による会議の比較的初期の重要な成果としては、1993年にニュージーランドで開かれた「先住民族の文化的・知的財産権についての第1回国際会議(First International Conference on the Cultural & Intellectual Property Rights of Indigenous Peoples)」で採択された「先住民族の文化的・知的財産権につい

ての Mataatua 宣言(The Mataatua Declaration on Cultural and Intellectual Property Rights of Indigenous Peoples)」⁴⁹が挙げられる。この会議には、アイヌ民族を含む14カ国150人以上の先住民が集まり、先住民族の知識と価値、生物多様性とバイオテクノロジー、慣習的環境管理、芸術、音楽、言語や物質的または精神的形態の文化などを含む事項について討議した。

Mataatua 宣言は、前文において、「世界の先住民族が自己決定権を持ち、その権利行使において自身の文化的・知的所有権の排他的所有者として認められるべきである」と宣言するとともに、「先住民族はその伝統的知識を管理する能力を持つが、この知識を定義し管理する基本的権利が国際社会によって保障されるという条件で、この知識を全人類に提供する用意がある。」と述べる。

同宣言は、続いて、先住民族、国家および国内・国際機関、国連に対して次のような勧告を行っている。すなわち、先住民族に対しては、自らの文化的・知的財産の定義を行うこと、伝統的・慣習的知識を記録(ビデオ、録音、記述)する際に、外部の利用者が守るべき倫理基準を設けること、先住民族の伝統的な知的・文化的財産の保護、保存、再活性化のための伝統的慣行・制裁措置を発展させ、維持すること、などをはじめとする勧告がなされ、国家および国内・国際機関に対しては、先住民族はその慣習的知識の守り手であり、彼らはその知識を保護し、また普及する権利を持つことを認めること、先住民族の文化的・知的所有権は、それらを生み出した人々に帰属することを認めること、などの一般的勧告と並んで、先住民族共同体が適当な保護メカニズムを確立するまで、先住民族の薬用植物や人間の遺伝物質のさらなる商業化は一時停止されなければならないことや、博物館やその他の機関が保管するすべての先住民族の人骨や埋葬品は、それらが帰属する地域にその文化にかなった作法で返還されなければならないことなどの具体的勧告がなされている。国連に対しては、継続的な政策や行動によって先住民族の文化的・知的所有権を侵害しているあらゆる国家を監視し、それに対し必要な行動をとることなどを勧告している。

先住民族の知的・文化的財産に関する先住民族自身による最新の宣言としては、2004年5月の先住問題常設フォーラム第3回会合に提出された「先住知識の保護に関する先住民族の共同宣言(Collective Statement of Indigenous Peoples on the Protection of Indigenous Knowledge)」⁵⁰がある。こ

れは南北アメリカの先住民族および専門家が構成する「バイオ植民地主義に関する先住民族協議会 (Indigenous Peoples' Council on Biocolonialism : IPCB) やハワイの先住民族組織、並びにアジア、アフリカの先住民族の共同提案により、常設フォーラムおよびCBD並びにWIPOおよびUNESCOなどの国連諸機関に対して先住知識の保護に関する勧告を行うとともに、これらによる伝統的知識等の保護のあり方に関する先住民族側の基本的主張を展開するものとして注目される。

同宣言は、常設フォーラムの責務として、WIPOおよびCBDに対して、両者が遺伝資源、伝統的知識およびフォークロアの保護のための国際的体制を創出するためのフォーラムとして適切ではないことを認識し、人権小委員会の下の先住民作業部会において検討すべきであることを勧告すること、常設フォーラムが伝統的知識等の保護を検討する国連諸機関の調整機関となるべきこと、伝統的知識等の特別の (sui generis) 保護にかかるWIPO政府間委員会等の作業に参加すること、などを勧告し、CBDに対しては、8条j項に関する特別開放作業部会が、先住民族の慣習法に基づく効果的な特別の (sui generis) 保護システムを開発するというマンドートを遂行すべきであることを勧告し、さらにWIPOおよびUNESCOなどの国連諸機関に対しては、先住知識の保護について、先住民族の慣習法の承認や伝統的保護方法など知的財産アプローチによらない保護手段を、先住民族と協議しつつ探求することを勧告している。

そのうえで、先住知識について、次のような主張を行っている。すなわち、現在の国連諸機関における伝統的知識等に関する議論は、保護ではなく搾取のメカニズムに集中している。保護のメカニズムとして西欧型の知的財産法を用いるべきとしているが、それは不十分であるだけでなく危険である。CBD、WIPOなどの国連諸機関に参加した先住民族は、一貫して伝統的知識や生物資源に対する先住民族の固有で不可譲の権利を主張してきた。先住民族の伝統的知識等に知的財産権を設定するということは、先住民族の知識や資源を、一定の短期間だけ知的財産権としての保護を受ける、個人所有の、譲渡可能な商品に変えてしまうことにほかならない。西欧型の財産法、とりわけ知的財産法は、先住民族の伝統的知識等の保護のための先住民族の慣習法と一致しない。伝統的知識等に関する国際的議論においては、アクセス規制と利益配分が最大の焦点になっている。

とくに、CBDのアクセスと利益配分に関する特別開放作業部会における「アクセスと利益配分に関する国際体制」に向けた作業は、持続的開発の名の下に伝統的知識や遺伝資源の搾取を促進することになるだろう。WIPOの政府間委員会においては、現行の、あるいは修正を加えた知的財産権システムは伝統的知識等の保護に有効であるといわれている。先住民族がその知識を登録したりデータベース化することなども提案されている。実際、WIPOは加盟国が有する先住知識のコレクションやデータベースに対するアクセスを促進している。しかし、先住民の世界における生物多様性に関連した伝統的知識の保護と発信の主要な手段はいまだに慣習法や慣行や口承なのである。伝統的知識はダイナミックであって、知的財産法の要件に適合するように単純に文書化し、記録にとどめることはできない。WIPOが提案している共同体特許は、商業化の目的で短期間の保護を与えるにすぎないという点で適切な保護形態ということではできない。さらに、すでに公知の先住知識はパブリックドメインにあると主張されることもあるが、登録されたりデータベース化されたものであっても、伝統的知識等はパブリックドメインには属さず、先住民族が当該知識の所有および使用に関するすべての権利を保有しているのである。同様に、事前のインフォームドコンセントなしに取得された先住知識はパブリックドメインには属さず、すべての権利は関係する先住民族が保有する。

このような主張に基づき、宣言は、常設フォーラムに対し、先住民族の基本権である自決権および伝統的知識、生物資源、領域へのアクセスを許否する権利の保障と、伝統的知識等の保護のための、先住民族の慣習法と伝統的慣行に基づいた真に特別な (sui generis) システムを保障するように国連諸機関に働きかけることを勧告している。

[6] まとめにかえて

最初に述べたように、先進諸国による先住民族の収奪は土地の侵奪から始まったのであったが、それは単に土地の喪失を意味するだけではなく、重要な点において先住民族の文化の破壊という意味を併せ持っていた。今日では、まさに民族の文化そのものが侵奪の対象となっているといえる。

文化の意味は、儀式のようなものから生活様式一般、さらにはウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) のいう社会構成的文化⁵¹のようなものまで広狭さまざまに捉えられ得るが、いずれにせよその文化を享有する者のアイデンティティ形成に重要な意味を持つことは明らかである。しかし、先住民族の文化は、集団性をはじめ、西欧的観念と一致しないことが少なくないのみならず、政治的・経済的・社会的にマージナルな存在であることから、その文化の特性が、西欧的主流社会によって適切に考慮されないことが多い⁵²。

たしかに、1970年代以降の権利回復運動の影響もあって、80年代以降の国際人権基準の中には先住民族の文化への配慮を見せるものが増えてきたが、その多くは権利主体が個人に限られるほか、内容の具体性を欠き、必ずしも法的拘束力を持たないという限界を有している。

その後、知的財産の分野でも、先住民族の伝統的知識等に焦点を当てた実効性ある取決めの作成が試みられるようになってきているが、経済的インセンティブの側面ばかりが重視され、文化的側面が等閑視されたり、西欧的な知的財産法とのずれが制度的に解消されないなど、なお大きな問題が残されている。最後に瞥見した先住民族自身による主張のすべてが受け入れられるべきかどうかはともかくとしても、知的財産に限らず、先住民族の権利に関する重要な国際基準が指し示していることは、先住民族の重要な利益に関わる審議・決定過程には先住民族の実質的参画が保障されなくてはならないということである。

最初に触れた1997年の二風谷ダム判決の一文を引用して、本稿を閉じることにしたい。すなわち、「えてして多数民族は、多数であるが故に少数民族の利益を無視ないし忘れがちであり、殊にこの利益が多数民族の一般的な価値観から推し量ることが難しい少数民族独自の文化にかかわるときはその傾向は強くなりがちである。・・・先住民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯に対する反省の意を込めて、先住民族の文化の保障には最大限の配慮がなされなければならない」のである。

1 スチュアート ヘンリ「先住民運動：その歴史、展開、現状と展望」青木保ほか編『岩波講座文化人類学6・紛争と運動』（岩波書店・1997年）所収。

-
- 2 エリカ・イリーネ・A・ダエス（富田麻里訳）「世界の先住民族の保護と人権」ヤヌシュ・シモニデス編『国際人権法マニュアル』（明石書店・2004年）390頁。
 - 3 ダエス、前掲。
 - 4 マヌエラ・トメイほか（苑原俊明ほか訳）『先住民族の権利—ILO第169号条約の手引き』（論創社・2002年）。
 - 5 苑原俊明「世界人権宣言と国連の人権基準設定活動—先住民族の権利宣言草案を中心に」国際人権10号18頁（1999年）。
 - 6 主要な諸国の先住民法制については、国立国会図書館調査立法考査局「特集・先住民族」外国の立法32巻2・3号（1993年）。
 - 7 See Note, *International Law as an Interpretive Force in Federal Indian Law*, 116 HARV. L. REV. 1751 (2003).
 - 8 常本照樹「国内法における先住民族—アメリカを中心に」文化人類学研究5巻49頁（2004年）。
 - 9 札幌地判平成9・3・27判時1598号33頁。
 - 10 アイヌ民族の法的地位については、常本照樹「アイヌ民族に関する法と裁判」阿部昌樹ほか編『グローバル化時代の法と法律家』（日本評論社・2004年）所収。
 - 11 数少ない法学文献として、Benedict Kingsbury, “*Indigenous Peoples*” in *International Law: A Constructivist Approach to the Asian Controversy*, 92 AM. J. INT’L L. 414 (1998)。また、邦語文献では、文化人類学者および政治学者の手になるものとして、解放出版社編『アジアの先住民族』（解放出版社・1995年）があるほか、綾部恒雄監修による『講座・世界の先住民族』（明石書店）が2005年から刊行を開始しており、既刊の第1巻が東アジア、第2巻が東南アジアを扱っている。
 - 12 先住民族はオーストロネシア系であるのに対し、大量に移住してきた渡来民は漢族系である。笠原政治「台湾の民主化と先住民族」文化人類学研究5巻32頁(2004年)。
 - 13 台湾行政院原住民族委員会の2005年3月統計による。http://others.apc.gov.tw/popu/9403/aprp5123.htm
 - 14 笠原政治「台湾原住民—その過去と現在」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究への招待』（風響社・1998年）21頁。
 - 15 笠原、前掲注12、37-40頁。
 - 16 http://www.roc-taiwan.or.jp/law/law15.html ただし、2005年5月の憲法改正により国民大会は廃止され、立法院の原住民枠は6とされた。
 - 17 清水純「平埔」末成道男ほか編『講座・世界の先住民族01 東アジア』（明石書店・2005年）106頁。
 - 18 先住民族の定義に関わる諸問題については、本多俊和「先住民とは何か」本多俊和ほか編『文化人類学研究—先住民の世界』（放送大学教育振興会・2005年）所収。

19 Peter-Tobias Stoll & Anja von Hahn, *Indigenous Peoples, Indigenous Knowledge and Indigenous Resources in International Law*, in SILKE VON LEWINSKI ED., *INDIGENOUS HERITAGE AND INTELLECTUAL PROPERTY* 14-17 (KLUWER, 2004); JULIAN BURGER, *REPORT FROM THE FRONTIER; THE STATE OF THE WORLD'S INDIGENOUS PEOPLES* 13-16 (ZED BOOKS, 1987).

20 U.N. Subcommission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, *Study of the Problems of Discrimination against Indigenous Populations*, U.N. Doc.E/CN.4/Sub.2/1983/21/Add.8, para. 625.

21 Stoll & Hahn, *supra* note 19, at 17-19

22 Ominayak and the Lubicon Lake Band v. Canada, 1990 Annual Report of the Human Rights Committee, U.N.Doc.A/45/40, Bd. II, App. A (1990).

23 S. JAMES ANAYA, *INDIGENOUS PEOPLES IN INTERNATIONAL LAW* 86-87 (OXFORD, 1996).

24 Stoll & Hahn, *supra* note 19, at 19.

25 日本弁護士連合会『国際人権規約と日本の司法・市民の権利』(こうち書房・1997年) 454-455頁。

26 ANAYA, *supra* note 23, at 49.

27 ILO事務局担当者によるガイドブックは、本条約のいかなる規定も、後述の「先住民族の権利に関する国連宣言」草案等でとられている先住民族の知的財産の保障を妨げるものではないとしている。トメイ、前掲注4、18-19頁。

28 U.N. Commission on Human Rights, 46th Sess., 36th mtg. at 105-17, U.N. Doc. E/CN.4/1995/2, E/CN.4/Sub.2/1994/56 (1994), <http://www.unhchr.ch/indigenous/main.html>

29 相内俊一「『国連先住民族の権利宣言』制定過程と『10年』」上村英明ほか編『グローバル時代の先住民族』(法律文化社・2004年)所収。

30 滝澤美佐子『国際人権基準の法的性格』(国際書院・2004年) 183-195頁。

31 See John Carey & Siegfried Wiessner, *A New United Nations Subsidiary Organ: The Permanent Forum on Indigenous Issues*, ASIL Insights, Apr. 2001, at <http://www.asil.org/insights/insigh67.htm>. 岩沢雄司「先住民族に対する国連の新たな取組み—『先住問題常設フォーラム』新設の意義」ジュリスト1293号90頁(2005年)。

32 See Rosemarie J. Coombe, *Intellectual Property, Human Rights & Sovereignty: New Dilemmas in International Law Posed by the Recognition of Indigenous Knowledge and the Conversation of Biodiversity*, 6 IND. J. GLOBAL LEGAL STUD. 59, 71 n.50 (1998).

33 Review of Activities of the United Nations System Relating to Indigenous Peoples: An Interactive Discussion, World Intellectual Property Organization (WIPO), U.N. ESCOR Permanent Forum on Indigenous Issues, 1st Sess., Provisional Agenda Item 6, U.N. Doc.

E/CN.19/2002/2/Add.1 (2002); Review of Activities of the United Nations System Relating to Indigenous Peoples: An Interactive Discussion, World Trade Organization (WTO) Activities Relating to Indigenous Peoples, U.N. ESCOR Permanent Forum on Indigenous Issues, 1st Sess., Provisional Agenda Item 6, U.N. Doc. E/CN.19/2002/2/Add.6 (2002).

34 Inter-Am. C.H.R., 1333d Sess., 95th Reg. Sess., at 636, OEA/ser.L/V/II.95, doc.7 rev. (1997), <http://www.cidh.oas.org/Indigenous.htm>. なお、宣言案では Peoples の語を用いているが、ILO169号条約と同様に、民族自決権との関連を切断する規定(1条3項)をおいている。

35 <http://www.oas.org/consejo/cajp/Indigenoussummaries.asp#2005>.

36 WIPO Secretariat, *Matters concerning Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore—an Overview*, WIPO/GRTKF/IC/1/3 (2001).

37 Roundtable on Intellectual Property, and Indigenous Peoples (1998); http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=3505 and Roundtable on Intellectual Property and Traditional Knowledge (1999); http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=3898.

38 WIPO Secretariat, *supra* note 36, at 11.

39 最近の例として、<http://www.wipo.int/meetings/en/>

40 <http://www.wipo.int/tk/en/igc/>

41 2003年7月の第5回会合までの議論につき、大澤麻衣子「伝統的知識の保護と知的財産権に係る国際的な取り組み」企業と法創造1巻2号111頁(2004年)。

42 http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=6183

43 CBD と知的財産の関連についての概観として、茶園成樹「生物多様性条約と知的財産権」日本工業所有権法学会年報22号115頁(1998年)、高倉成男「生物資源と知的財産」知財管理52巻3号309頁(2002年)。

44 <http://www.biodiv.org/programmes/socio-eco/traditional/default.asp>; 藺巳晴「企業の社会的責任と先住民・地域社会の権利」アジア・太平洋人権情報センター編『企業の社会的責任と人権』(現代人文社・2004年) 68頁。

45 藺、前掲、69-71頁。

46 COP-7の概要については、<http://www.biodiv.org/programmes/socio-eco/traditional/akwe.aspx>.

47 <http://www.biodiv.org/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf>.

48 <http://www.cwis.org/fwdp/Resolutions/WCIP/wcip.txt>

49 <http://aotearoa.wellington.net.nz/imp/mata.htm>

50 <http://www.ipcb.org/resolutions/htmls/pf2004.html>

51 WILL KYMLICKA, *MULTICULTURAL CITIZENSHIP* (CLARENDON PRESS, 1995);

石山文彦「多文化主義の規範的理論」日本法哲学会編『多文化時代と法秩序』（有斐閣・1997年）所収。

52 先住民族の文化とアイデンティティの関連については、常本照樹「憲法の最前線あるいは最縁辺—先住・少数民族の権利」紙谷雅子編『日本国憲法を読み直す』（日本経済新聞社・2000年）所収。